

付けで施行を適当と決定したから、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成15年4月7日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧の期間  
平成15年4月8日から  
平成15年5月7日まで
- 2 縦覧の場所 鹿北町役場
- 3 縦覧に供する書類の名称  
東原地区土地改良事業（区画整理）計画書の写し

**熊本県公告第241号**

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定に基づき、次のとおり生産事業者として登録した。

平成15年4月7日

熊本県知事 潮 谷 義 子

登録 番号	生産事業者の住所及び氏名又は名称	生産事業の内容				事業所の名称及び所在地
		種穂		苗木		
		採取	精選	幼苗の育成	幼苗以外の苗木育成	
203	下益城郡城南町大字陣内 1190 大森 信哉	○	○	○	○	大森樹芸園 下益城郡城南町大字陣内 1190
204	下益城郡城南町大字陣内 1210 久米田 良一	○	○	○	○	久米田樹苗園 下益城郡城南町大字陣内 1210

